

確定申告ワンポイント集（Ⅱ）

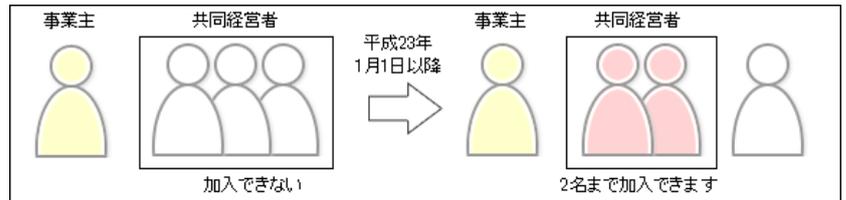
小規模企業共済制度について

事業主等の退職金又は事業再建等に利用出来ます!!

平成 23 年 1 月 1 日から加入資格等が拡大され利用し易くなりました。

（1）加入資格

常時使用する従業員の数が 20 人以下（商業、サービス業は従業員 5 人以下）の小規模企業の
個人事業主とその共同経営者である配偶者
などの事業専従者（個人事業主 1 人につき
2 人まで）又は会社の登記上の役員。



（2）掛金月額

毎月 1,000 円～70,000 円（500 円単位）

※掛金 1 年分の前納が可能

※増額・減額が出来ます。（減額には一定の要件が必要）

（3）税法上の取り扱い

①掛金支払い時

支払った金額の全額が所得控除の対象となります。（1 年分一括前納した金額も控除対象）

②共済金受け取り時（一定の者は、以下（イ）・（ロ）の併用が可能）

（イ）一括受取り ⇒ 退職所得

（ロ）分割受取り ⇒ 公的年金等の雑所得（公的年金控除が受けられます。）

（4）契約者貸付制度（一般貸付・傷病災害時貸付・福祉対応貸付・緊急経営安定貸付・事業承継貸付）

一定の資格者は、納付掛金の 7～9 割の範囲内で事業資金等（運転・設備）の貸付け

（貸付限度額：10 万円又は 50 万円～1,000 万円）をご利用できます。

・担保及び保証人は不要

・適用利率(現状) 1.5%（一般貸付）その他は 0.9%

※平成 23 年 4 月から開始される事業承継貸付制度

貸付対象者	一般貸付けの資格を有しており、事業を承継したこと、または事業を承継する意思を持っていることについて、市町村の商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、青色申告会その他相当の団体から確認を受けた方。
貸付金の使途	事業承継に要する資金
貸付限度額	36 ヶ月または 60 ヶ月
貸付期間	0.9%（予定）
貸付金利	6 ヶ月ごとの元金均等割賦償還